

事 務 連 絡
令和5年12月19日

別記関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知しましたのでお知らせいたします。

[別記]

公益社団法人 日本医師会
公益社団法人 日本歯科医師会
公益社団法人 日本薬剤師会
一般社団法人 日本病院会
公益社団法人 全日本病院協会
公益社団法人 日本精神科病院協会
一般社団法人 日本医療法人協会
公益社団法人 全国自治体病院協議会
一般社団法人 日本私立医科大学協会
一般社団法人 日本私立歯科大学協会
一般社団法人 日本病院薬剤師会
公益社団法人 日本看護協会
一般社団法人 全国訪問看護事業協会
公益財団法人 日本訪問看護財団
一般社団法人 日本慢性期医療協会
公益社団法人 国民健康保険中央会
公益財団法人 日本医療保険事務協会
独立行政法人 国立病院機構本部企画経営部
国立研究開発法人 国立がん研究センター
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター
国立研究開発法人 国立国際医療研究センター
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター
独立行政法人 地域医療機能推進機構
独立行政法人 労働者健康安全機構
健康保険組合連合会
全国健康保険協会
社会保険診療報酬支払基金
各都道府県後期高齢者医療広域連合（47カ所）
財務省主計局給与共済課
文部科学省高等教育局医学教育課
文部科学省初等中等教育局財務課
文部科学省高等教育局私学部私学行政課
総務省自治行政局公務員部福利課
総務省自治財政局地域企業経営企画室
警察庁長官官房教養厚生課
防衛省人事教育局
大臣官房地方課
医政局医療経営支援課
保険局保険課
労働基準局補償課
労働基準局労災管理課

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
（公 印 省 略）

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「揭示事項等告示」という。）が令和5年厚生労働省告示第332号及び令和5年厚生労働省告示第333号をもって改正され、令和5年12月20日から適用することとされたところですが、その概要は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

（1）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった医薬品（注射薬3品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。

（2）（1）により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	7, 6 2 0	3, 6 5 8	2, 1 1 4	2 6	1 3, 4 1 8

- (3) 流通形態の変更に伴う規格単位の変更希望があった品目について、規格単位及びそれに伴う薬価の変更を行ったものであること。

2 揭示事項等告示の一部改正について

- (1) 製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継等に伴い販売名が変更され、新たに薬価基準に収載された医薬品に代替されるため、製薬企業から削除依頼があった医薬品（内用薬 9 品目、注射薬 11 品目及び外用薬 13 品目）について、揭示事項等告示の別表第 2 に収載することにより、令和 6 年 4 月 1 日以降、保険医及び保険薬剤師が使用することができる医薬品（以下「使用医薬品」という。）から除外するものであること。

- (2) 医薬品医療機器等法の規定に基づき製造販売承認され、新たに使用医薬品への収載希望があった手技料に包括される医薬品（注射薬 2 品目）について、揭示事項等告示の別表第 3 に収載したものであること。

- (3) (1)により揭示事項等告示の別表第 2 に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	4 4 4	1 7 4	9 1	0	7 0 9

- (4) (2)により揭示事項等告示の別表第 3 に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	0	6	7	3 3	4 6

3 関係通知の一部改正について

「抗 IL-4 受容体 α サブユニット抗体製剤に係る最適使用推進ガイドラインの策定に伴う留意事項について」（平成 30 年 4 月 17 日付け保医発 0417 第 5 号）の記の（1）中「デュピクセント皮下注 300mg シリンジ及び同皮下注 300mg ペン」を「デュピクセント皮下注 300mg シリンジ、同皮下注 300mg ペン及び同皮下注 200mg シリンジ」に改める。

(参考 1)

薬価基準告示新規収載品目

No		薬価基準名	成分名	規格単位	薬価
1	注射薬	フェトロージャ点滴静注用 1 g	セフィデロロトシル酸塩硫酸塩水和物	1 g 1 瓶	20, 203
2	注射薬	レケンビ点滴静注200mg	レカネマブ（遺伝子組換え）	200mg 2 mL 1 瓶	45, 777
3	注射薬	レケンビ点滴静注500mg	レカネマブ（遺伝子組換え）	500mg 5 mL 1 瓶	114, 443

(参考2)

掲 示 事 項 等 告 示 新 規 収 載 品 目

別表第2（令和6年3月31日まで）

No		薬価基準名		成分名	規格単位
1	内用薬	局	アロプリノール錠50mg「日新」	アロプリノール	50mg 1錠
2	内用薬	局	塩酸プロピペリン錠20mg「SW」	プロピペリン塩酸塩	20mg 1錠
3	内用薬	局	クエン酸「コザカイ・M」	クエン酸水和物	10g
4	内用薬	局	セフジトレンピボキシル小児用細粒10%「OK」	セフジトレン ピボキシル	100mg 1g
5	内用薬	局	セフジトレンピボキシル錠100mg「OK」	セフジトレン ピボキシル	100mg 1錠
6	内用薬	局	乳糖「ホエイ」	乳糖水和物	10g
7	内用薬	局	硫酸アトロピン「ホエイ」	アトロピン硫酸塩水和物	1g
8	内用薬		硫酸ポリミキシンB錠25万単位「ファイザー」	ポリミキシンB硫酸塩	25万単位 1錠
9	内用薬		硫酸ポリミキシンB錠100万単位「ファイザー」	ポリミキシンB硫酸塩	100万単位 1錠
10	注射薬	局	1%塩酸メピバカイン注PB	メピバカイン塩酸塩	1% 5mL 1管
11	注射薬	局	1%塩酸メピバカイン注PB	メピバカイン塩酸塩	1% 10mL 1管
12	注射薬	局	塩酸メピバカイン注シリンジ0.5%「NP」	メピバカイン塩酸塩	0.5% 10mL 1筒
13	注射薬	居	塩酸メピバカイン注シリンジ1%「NP」	メピバカイン塩酸塩	1% 10mL 1筒
14	注射薬	局	塩酸メピバカイン注シリンジ2%「NP」	メピバカイン塩酸塩	2% 10mL 1筒
15	注射薬	局	2%塩酸メピバカイン注PB	メピバカイン塩酸塩	2% 5mL 1管
16	注射薬	局	2%塩酸メピバカイン注PB	メピバカイン塩酸塩	2% 10mL 1管
17	注射薬		硫酸カナマイシン注射液1000mg「明治」	カナマイシン硫酸塩	1g 1管
18	注射薬	局	硫酸ストレプトマイシン注射用1g「明治」	ストレプトマイシン硫酸塩	1g 1瓶
19	注射薬	局	0.5%塩酸メピバカイン注PB	メピバカイン塩酸塩	0.5% 5mL 1管
20	注射薬	局	0.5%塩酸メピバカイン注PB	メピバカイン塩酸塩	0.5% 10mL 1管
21	外用薬	局	50%塩化ベンザルコニウム液「ヤクハン」	ベンザルコニウム塩化物	10mL
22	外用薬		5%グルコン酸クロルヘキシジン液「東海」	クロルヘキシジングルコン酸塩	5% 10mL
23	外用薬	麻	フェンタニル1日用テープ0.84mg「明治」	フェンタニル	0.84mg 1枚
24	外用薬	麻	フェンタニル1日用テープ1.7mg「明治」	フェンタニル	1.7mg 1枚
25	外用薬	麻	フェンタニル1日用テープ3.4mg「明治」	フェンタニル	3.4mg 1枚
26	外用薬	麻	フェンタニル1日用テープ5mg「明治」	フェンタニル	5mg 1枚
27	外用薬	麻	フェンタニル1日用テープ6.7mg「明治」	フェンタニル	6.7mg 1枚
28	外用薬	麻	フェンタニル3日用テープ2.1mg「明治」	フェンタニル	2.1mg 1枚
29	外用薬	麻	フェンタニル3日用テープ4.2mg「明治」	フェンタニル	4.2mg 1枚
30	外用薬	麻	フェンタニル3日用テープ8.4mg「明治」	フェンタニル	8.4mg 1枚
31	外用薬	麻	フェンタニル3日用テープ12.6mg「明治」	フェンタニル	12.6mg 1枚
32	外用薬	麻	フェンタニル3日用テープ16.8mg「明治」	フェンタニル	16.8mg 1枚
33	外用薬		0.5%グルコン酸クロルヘキシジン・エタノール液「東海」	クロルヘキシジングルコン酸塩	0.5% 10mL

(参考3)

揭示事項等告示新規収載品目

別表第3

No		薬価基準名	成分名	規格単位
1	注射薬	アミヴィッド静注	フロルベタビル	370MBq
2	注射薬	ビザミル静注	フルテメタモル	185MBq

(参考 4 : 新旧対照表)

◎「抗 IL-4 受容体 α サブユニット抗体製剤に係る最適使用推進ガイドラインの策定に伴う留意事項について」(平成 30 年 4 月 17 日保医発 0417 第 5 号) の記の (1)

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(1) <u>デュピクセント皮下注 300 mg シリンジ、同皮下注 300mg ペン及び同皮下注 200mg シリンジ</u> については、最適使用推進ガイドラインに従い、有効性及び安全性に関する情報が十分蓄積するまでの間、本製剤の恩恵を強く受けることが期待される患者に対して使用するとともに、副作用が発現した際に必要な対応をとることが可能な一定の要件を満たす医療機関で使用するよう十分留意すること。	(1) <u>デュピクセント皮下注 300 mg シリンジ及び同皮下注 300mg ペン</u> については、最適使用推進ガイドラインに従い、有効性及び安全性に関する情報が十分蓄積するまでの間、本製剤の恩恵を強く受けることが期待される患者に対して使用するとともに、副作用が発現した際に必要な対応をとることが可能な一定の要件を満たす医療機関で使用するよう十分留意すること。